

原子力問題調査特別委員会

令和7年6月3日

原子力問題に関する件
(原子力の利用に係る諸課題と規制行政の在り方)

アドバイザリーボード会員 石橋哲 提出資料

国会事故調報告 結論と提言

【問題解決に向けて】

本事故の根源的原因は「人災」であるが、この「人災」を特定個人の過ちとして処理してしまう限り、問題の本質の解決策とはならず、失った国民の信頼回復は実現できない。これらの背後にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組みであった。また関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であった。

当委員会は、事故原因を個々人の資質、能力の問題に帰結させるのではなく、規制される側とする側の「逆転関係」を形成した真因である「組織的、制度的問題」がこのような「人災」を引き起こしたと考える。この根本原因の解決なくして、単に人を入れ替え、あるいは組織の名称を変えるだけでは、再発防止は不可能である（提言4、5及び6に対応）。

出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書

透明性の確保



公開性の担保



モニタリング
可能性の確保

信頼に基づく
社会的合意形成

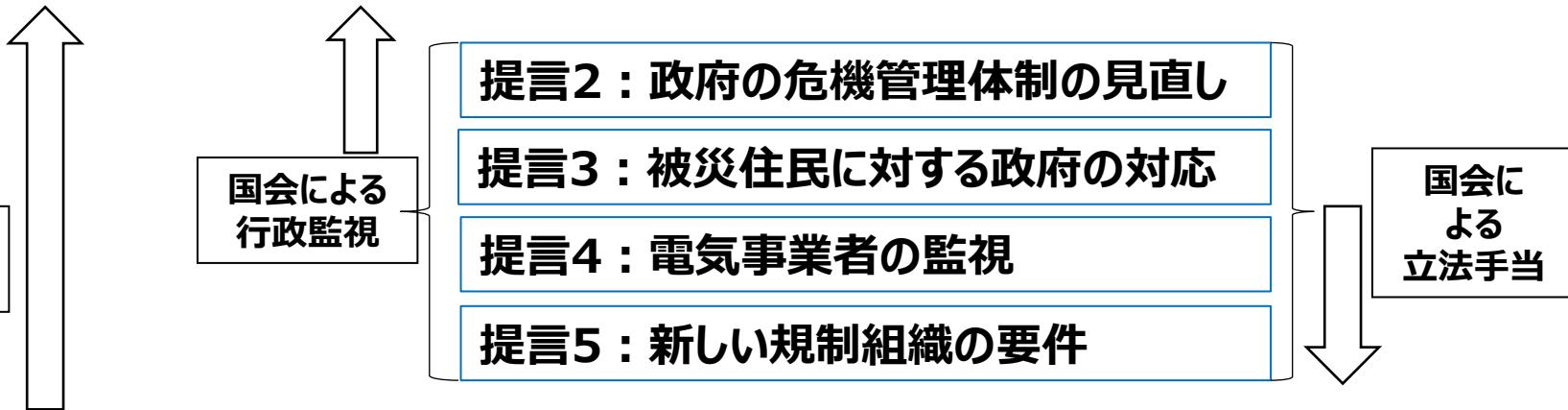
出典：石橋作成

7つの提言の構造

【提言1：規制当局に対する国会の監視】

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

1. この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
2. この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
3. この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う（「国会による継続監視が必要な事項」として添付）。
4. この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。



提言6：原子力法規制の見直し

提言7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等…について調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関を設置する。

「実施計画」と「進捗状況の国民への公表」

【提言の実現に向けて】

- ここに示した 7 つの提言は、当委員会が国会から付託された使命を受けて調査・作成した本報告書の最も基本的で重要なことを反映したものである。
- したがって当委員会は、国会に対し
 - この提言の実現に向けた「実施計画」を速やかに策定し、
 - その「進捗の状況を国民に公表」すること

を期待する。

出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書

実施計画策定における留意点

■ ガントチャート化による、モニタリング可能性確保の必要

ガントチャート テンプレート

Smartsheet
からのヒント →

タイムラインを視覚的に表すことがで
各タスクについての詳細やプロジェ

WBS番号	タスクのタイトル	タスクオーナー	開始日	期限	期間	タスク完了率	フェーズ 1												
							第1週			第2週			第3週			第4週			
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	
1 プロジェクトの概念化と開始																			
1.1	プロジェクト憲章	オーナー名	18年3月12日	18年3月15日	3	100%													
1.1.1	プロジェクト憲章の修正	オーナー名	18年3月15日	18年3月16日	1	100%													
1.2	リサーチ	オーナー名	18年3月15日	18年3月21日	6	90%													
1.3	予測計画	オーナー名	18年3月16日	18年3月22日	6	40%													
1.4	ステークホルダー	オーナー名	18年3月18日	18年3月22日	4	70%													
1.5	ガイドライン	オーナー名	18年3月19日	18年3月22日	3	60%													
1.6	プロジェクトの開始	オーナー名	18年3月23日	18年3月23日	0	50%													
2 プロジェクトの定義と計画																			
2.1	スコープと目標の設定	オーナー名	18年3月24日	18年3月28日	4	22%													
2.2	予算	オーナー名	18年3月29日	18年4月2日	3	16%													
2.3	コミュニケーション計画	オーナー名			0	0%													
2.4	リスク管理	オーナー名			0	0%													
3 プロジェクトの立ち上げと実施																			
3.1	進捗管理	オーナー名			0	0%													
3.2	KPI	オーナー名			0	0%													
3.3	監査	オーナー名			0	0%													

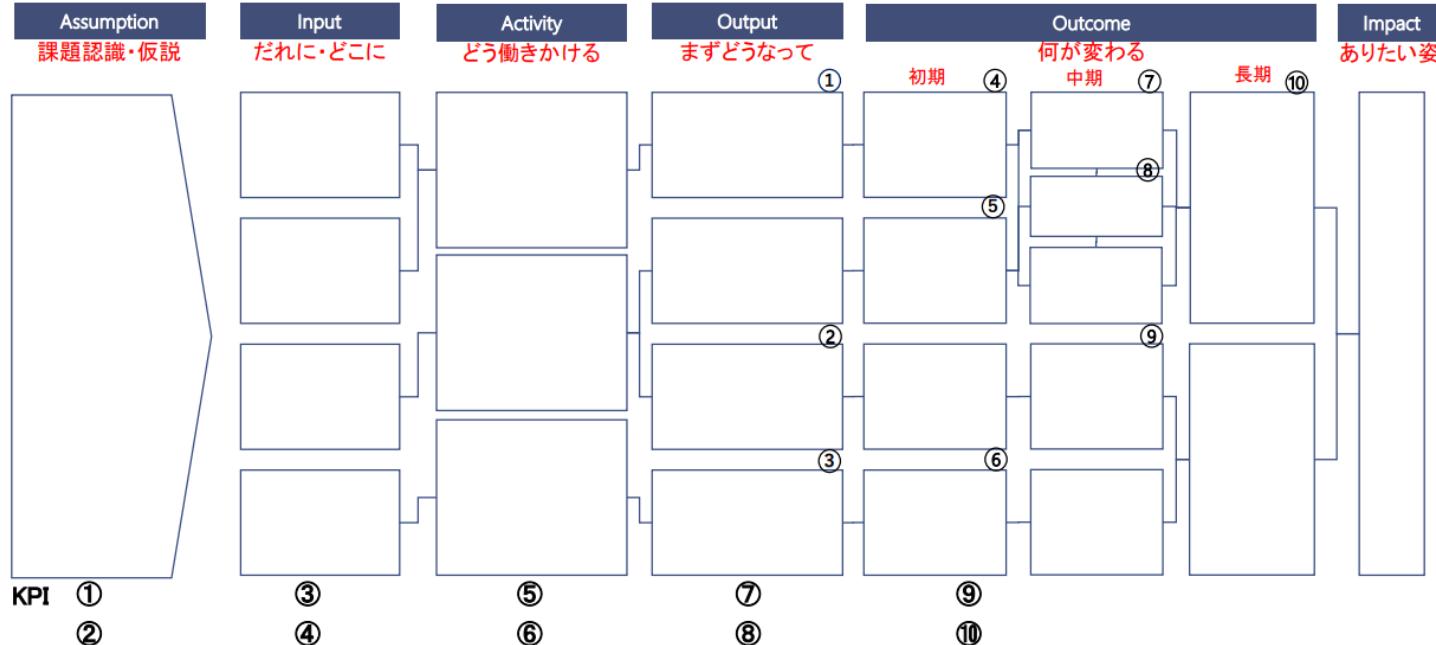
出典 Googleスプレッドシート「ガントチャート例」 <https://docs.google.com/spreadsheets/u/0/?tgif=d>

実施計画策定における留意点①

■ 行政の「無謬性神話」からの脱却／アジャイル型政策形成・評価に向けたロジックモデルの共有

ロジックモデルの様式

■ また、ロジックの整理・明確化には、「誰に・どこに」に着目する様式の活用も有用です。



(出所) 亀井善太郎「第12回～第15回府省庁横断勉強会（EBPMワークショップ）用テンプレート」（2022年8月10日、23日、25日、30日）を一部改変し、内閣官房行政改革推進本部事務局作成 60

出典：EBPMガイドブック Ver1.2（令和5年4月3日公表）<https://www.gyoukaku.go.jp/ebpm/shien/index.html>

【国会事故調で扱わなかつた事項】

【当委員会で扱わなかつた事項】

2025年5月15日
石橋資料再掲

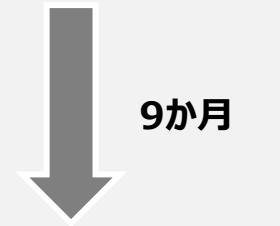
設置に際し、委員会法10条各号により我々に課せられた課題解決を最優先とするため、以下の点については、今回の調査の対象外とした。

1. 日本の今後のエネルギー政策に関する事項（原子力発電の推進あるいは廃止も含めて）
2. 使用済み核燃料処理・処分等に関する事項
3. 原子炉の実地検証を必要とする事項で、当面線量が高くて実施ができない施設の検証に関する事項
4. 個々の賠償、除染などの事故処理費用に関する事項
5. 事故処理費用の負担が事業者の支払い能力を超える場合の責任の所在に関する事項
6. 原子力発電所事業に対する投資家、株式市場の事故防止につながるガバナンス機能に関する事項
7. 個々の原子力発電所の再稼働に関する事項
8. 政策・制度について通常行政が行うべき具体的な設計に関する事項
9. 事故後の原子炉の状況の把握及び廃炉のプロセスに関する事項、発電所周辺地域の再生に関する事項
10. その他、委員の合意によって範囲外と決めた事項等

出典：平成24年7月5日 国会事故調報告書

国会（国権の最高機関、国民の代表）は どう理解し、何をしてきたか？

2011.03.11 東日本大震災
東京電力福島原子力発電所事故発災



2011.12.08 国会事故調設置



2012.07.05 報告書提出



2012.07.06 委員会解散

2013.01.28 衆議院原子力問題調査特別委員会設置

2013.04.08 衆議院原子力問題調査特別委員会（森英介委員長）
第一回委員会（元委員参考人招致）

2017.05.25 衆議院原子力問題調査特別委アドバイザリーボード設置



(衆院)
(参院)]

実施計画の議論は、実質的に皆無

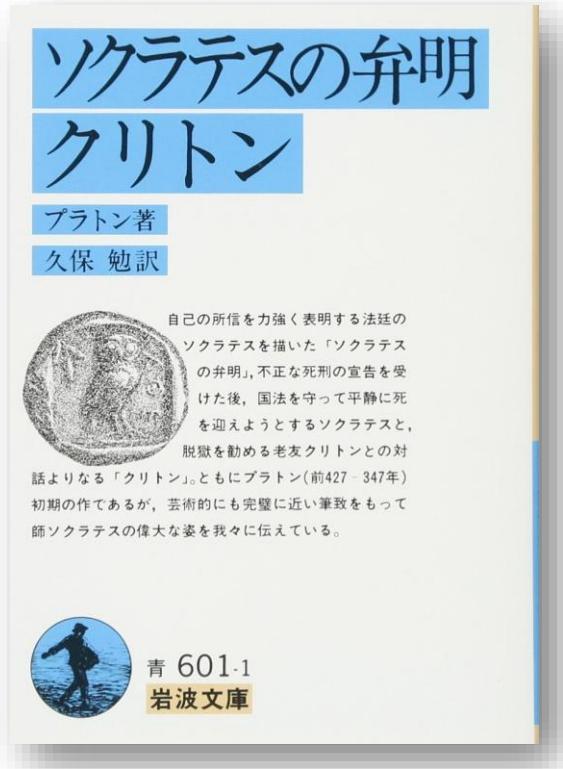
意図的な

「無意識の暴力」

ふりをする

出典：石橋作成

紀元前399年（いまから2423年前）



よき友よ、

アテナイ人でありながら、
もっとも偉大にしてかつその智恵と偉力との故に
その名最も高き市の民でありながら、

出来得る限り多量の蓄財や、
また名聞や栄誉のことのみを念じて、
かえって、
智見や真理やまた自分の靈魂を出来得るかぎり
善くすることなどについては、少しも気にかけず、
心を用いもせぬことを、

君は恥辱と思わないのか

出典：ソクラテスの弁明・クリトン 岩波文庫

パイドロス

プラトン著

藤沢令夫訳



真実そのものの把握なしには真実らしく語ることさえ本来的に不可能であることを立証し、「哲学」の立場から

説く当時の弁論術を批判したのがこの対話篇である。本書はプラトン(前427-347)の代表作の一つであって、特に『ソクラテスの弁明』をはじめとする前期著作群を『テアイテス』以降の著作に結びつけてゆく重要な役割を担っている。



青 601-5
岩波文庫

ひとがどんなことを論議するにしても、そこからよき結果をあげようとするなら、はじめにしておかなければならぬことが一つある。

それは、

論議に取り上げている当の事柄の本質がなんであるかを、知つておかなければいけないということだ。

それをしないと完全に失敗することになるのは必定である。

ところが、大多数の人々は..

考察を始めるときに、それを知っているものと決め込んで、お互いにちゃんと同意を得ておかないとものだから..

彼らは、自分自身とも、またお互いに相手の者とも、言うことが一致しないのである

出典：パイドロス プラトン著 岩波文庫

規制改革推進に関する答申

令和7年5月28日
規制改革推進会議

規制・制度は、それぞれが合理的な目的・根拠をもつてつくられたものである一方で、その前提となる経済社会構造の変化等に対して、自律的かつ柔軟に対応できるメカニズムを内在しているわけではない。

この点において、様々な前提条件の変化が生じる中、
規制・制度の所管府省が「規制の虜」に陥ることのないよう、個別最適ではなく全体最適の観点から、規制・制度をアップデートすることが重要である。

出典：令和7年5月28日「規制改革推進に関する答申」規制改革推進会議

規制改革推進に関する答申

令和7年5月28日
規制改革推進会議

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

このため、政府全体として規制改革を強力に推進するための体制について検討することが必要であり、「規制改革実施計画」の策定に当たっては、規制改革関連制度間の連携を進めるため、本答申に掲げる項目のほか、関係する規制改革事項も包括的に取り込んだ計画の策定が求められる。

出典：令和7年5月28日「規制改革推進に関する答申」規制改革推進会議

規制改革については、これまで何度も、答申や閣議決定が行われてきた。しかし、当初意図された改革が違った形で進むケースがしばしばみられる。

決定事項が「骨抜き」にならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえられているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。

また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、改革の効果測定やKPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。

出典：令和7年5月28日「規制改革推進に関する答申」規制改革推進会議

透明性の確保



モニタリング
可能性の確保

公開性の担保



信頼に基づく
社会的合意形成

出典：石橋作成



意図的な

「無意識の暴力」

ふりをする

出典：石橋作成